

長南町電子入札約款

(総則)

第1条 長南町の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約（財産の売払いを除く。）にかかる競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び財務規則（昭和59年長南町財務規則第5号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、事前に関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。なお、電子入札システムによる提出が困難な場合は、紙様式により入札辞退届を入札執行担当室まで提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号 以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

（開札）

第7条 入札執行者は、公告又は通知書に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を立ち会い時に提出するものとする。

3 開札に際して、入札参加者に立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせものとする。

（無効となる入札）

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状にある受任者以外の代理人がした入札

（3）同一人がした2以上の入札

（4）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

（5）必要事項を欠く入札

（6）明らかに連合であると認められる入札

（7）予定価格が事前公表されている場合において、予定価格を超える入札

（8）電子認証書を不正に使用した入札

(9) 入札書の金額が0円の入札

(10) 工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書の提出がない入札又は工事費内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

(11) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札

ア 記名押印を欠く入札

イ 金額を訂正した入札

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(落札者の決定)

第10条 総合評価落札方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務及び物品の購入に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価落札方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。特に最低制限価格を設けない場合においては、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

4 第1項、第3項の最低制限価格は、予定価格の10分の7から10分の9に相当する額とする。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

(入札の不調)

第13条 次の各号の一に該当する入札は不調とする。

(1) 入札の結果、予定価格に達しないとき。

(2) 最低制限価格を設定した場合において、入札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格での入札がないとき。

(3) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされると認められる価格落札調査対象者がいない場合で、予定価格に達する入札がないとき。

(4) 総合評価方式において、契約の内容に適合した履行がされると認められる総合評価対象者がいない場合で、予定価格の範囲内の価格で落札者がいないとき。

2 前項に規定する開札の結果、入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第15条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保障する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保障事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の

締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第17条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上又は談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(協議による随意契約)

第18条 入札執行者は、入札の不調を宣言し、第13条第2項に規定する随意契約を締結しようとするときは、入札参加者の意思を確認し、当該事業の随意契約の見積参加の意思を表した者から見積を徴し、予定価格以内のときは、契約者と決定できるものとする。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第19条 本約款に規定する広告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録による方法ができるものとする。

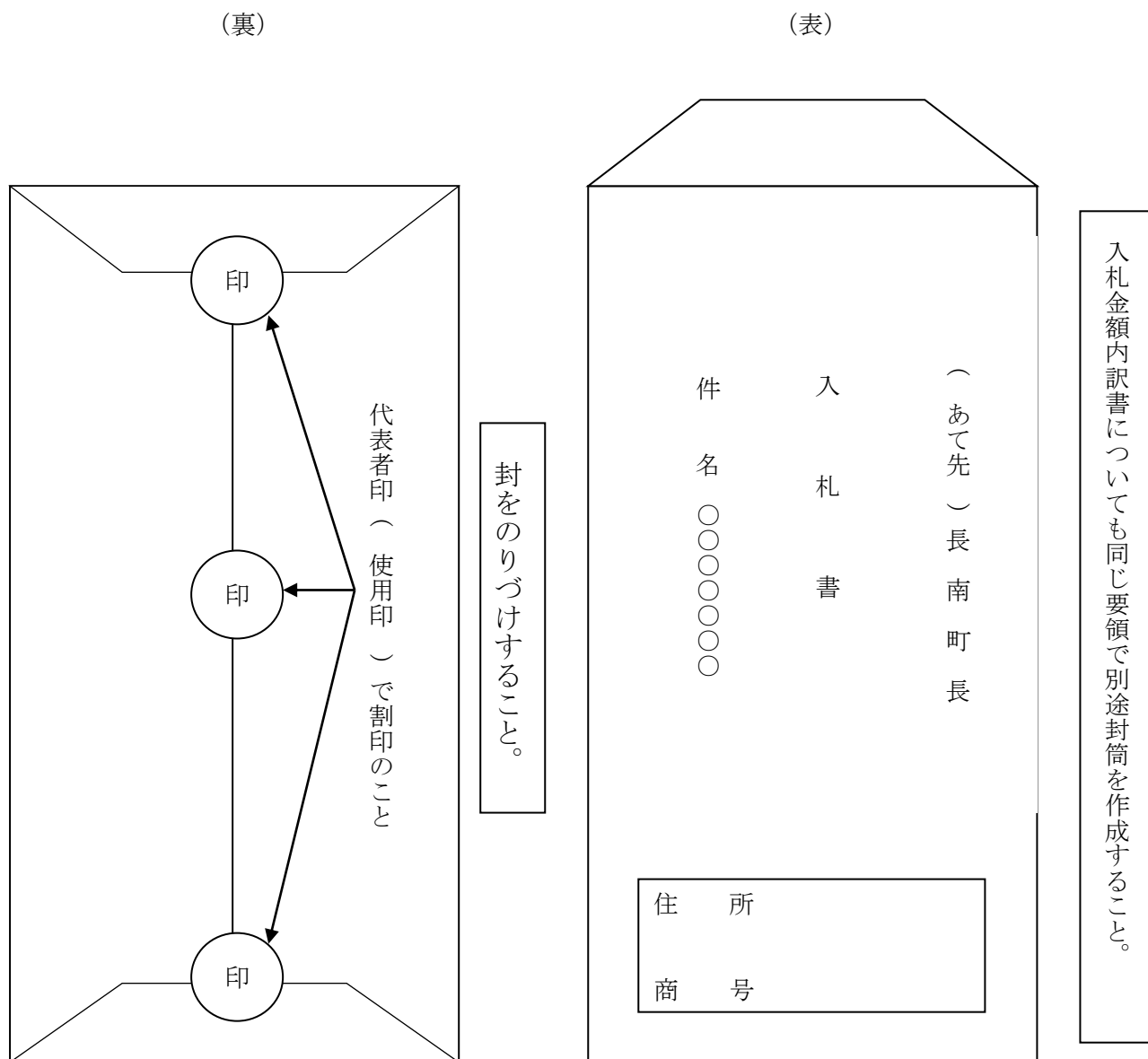
(補則)

第20条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、長南町電子調達システム運用基準によるものとする。本約款及び長南町電子調達システム運用基準に定めのない事項又は疑義生じた場合は、その都度定めるものとする。

附則

この約款は、平成26年5月21日から施行する。

入札用封筒記載例



※1 上記に例示してあるのは最低限必要な記載事項であり、事業場所が記載してあったり、横書きであっても差し支えない。

※2 会社名の欄に押印は必要ない。